



Contact: Mr. Masayuki Sakamoto, Chairman (ACATF), Tokyo
Mobile; 09-786-7163 (Bangkok), Email: acataskforce@hotmail.com

2004年10月14日

ワシントン条約第13回締約国会議閉幕へ 地域レベルの取締り強化が、横行するアジアの野生生物取引への対処のカギ

アジア野生生物保全連合(ACATF)と野生生物保全論研究会(JWCS)は、絶滅のおそれのある野生生物の国際取引を規制するワシントン条約第13回締約国会議(CoP13)が10月14日、開催地バンコクでの2週間の日程を終えるに際して以下のとおりコメントします。

今回の会議のキー・ワードは、「法執行(取締り)」と総括できる。CoP13は、条約で要求される取引の許認可を行う部署をいちいち経由せずに各国の取締り部門が直接連絡を取り合い、協力して国際的野生生物犯罪に対処していく方針を明確に打ち出した。また、各国に対して野生生物犯罪に対する取締りを強化するための国家プランを策定することが義務づけられた。この策定プロセスで野生生物犯罪への取り組みを政策上の重要課題とされることが期待されている。また、地域レベルでの取締り機関が協同するためのメカニズムを創出することも合意された。CoP13の開幕式典では、ホスト国タイのタクシン首相がアジア地域における取締りに率先して取り組んでいくことを宣言していた。

野生生物犯罪取締りを強化し絶滅危惧種を救おうという姿勢は、CoP13第1委員会で議論された様々な議題の結果にも反映している。

アジア関連の主な議題を見ると、主要熱帯材であるラミン(提案国:インドネシア)、アジアの淡水性カメ5種(提案国:インドネシア、アメリカ)が新たに附属書に掲載され、輸出に当たっては輸出国の許可が必要とされることになった。カワゴンドウ(提案国:タイ)と中型のオオムであるコバタン(提案国:インドネシア)は従来の附属書から附属書へ移項され、商業取引は原則的に禁止されることになった。

海生種は、これまで日本などの抵抗が強く条約の規制があまり及んでこなかった部分であるが、日本によるミンククジラの3つの系統群を附属書から附属書へ移行する提案は、投票の結果、可決に必要な3分の2はおろか過半数も大きく割り込んで否決された。一方、ホオジロザメは新たに附属書へ掲載する提案が大差で可決され、前回の会議では否決されたナポレオンフィッシュ(メガネモチノウオ)はコンセンサスで採択されている。

中でも注目されるのは、ナミビアの未加工象牙を年間2000kgの枠で輸出する提案が35対59(棄権20)の大差で否決されたこと、この提案と別にケニアが求めた象牙取引の6年間モラトリアムと象牙市場を持つ国々における国内取引の規制強化を求める決議案が、可決に必要な3分の2には及ばなかったものの過半数を大きく上回ったことである。取締りが十分に強化される前に取引規制を緩和することへの警戒感が各締約国の間で共有されるようになったといえる。

こうした結果を踏まえ、ACATF議長/JWCS事務局長の坂元雅行(弁護士)は、次のように述べた。

「アジア地域を含め、ワシントン条約締約国が地域的な協同体制を確立すべく大きな一歩を踏み出すことになったことは大変評価できる。このような強い意思のあらわれはこれまでの締約国会議では見られなかったことである。取締りが十分に強化される前に取引規制を緩和することに最大限慎重でなければならないということは、今や各国の共通理解になりつつある。」

アジア野生生物保全連合 Asian Conservation Alliance Task Force (ACATF) は、アジア地域の NGO による国際的な NGO の連合体である。現在 13 カ国、42 団体が加盟。アジア地域における野生動植物の保全のために活動する。

野生生物保全論研究会 (JWCS) (会長: 小原秀雄/女子栄養大学名誉教授) は、人間と野生生物との共存関係をつくることで野生生物を保全し、現在および将来世代の豊かな自然環境を実現することを目指す特定非営利活動 (NPO) 法人である。